

【償却資産】

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法又は所得税法の規定によって、その減価償却費が損金又は必要経緯に算入される有形固定資産のことです。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、その他課税台帳の登録及び当該資産の価格決定に必要な事項を毎年1月31日までに償却資産の所在する市町村の長に申告しなければなりません。

申告方法、提出が必要な書類などについてご不明な点がございましたら、上天草市役所税務課固定資産税課係までお尋ねください。

【申告が必要な資産】

- ① 家屋に施した建築設備・造作などのうち、償却資産として取り扱うもの
- ② 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万未満の償却資産であっても個別償却をしている資産
- ③ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却などを行っている資産
(中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)
- ④ 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終え、残存価額のみ計上されている資産
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑥ 有休又は未稼働資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑦ 割賦購入資産などで代金が完済しないものであっても、事業の用に供しているもの
- ⑧ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産
- ⑨ 赤字決算のため、減価償却を行っていないなくても、本来償却が可能な資産
- ⑩ 改良費のうち資本的支出として資産計上している資産(本体部と区分し、耐用年数は本体と同じとする)
- ⑪ 特定情報通信機器の即時償却制度(パソコン税制)を適用し、即時償却した100万円未満のパソコンなど(平成13年3月31日までに取得したもの)
- ⑫ 福利厚生のに供する資産

【申告の対象とならない資産】

- ① 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 無形固定資産(電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど)
- ③ 繰延資産
- ④ 馬、果樹、その他の生物(観賞用、興行用生物は除く)
- ⑤ 書画、骨とう品などの非償却資産など
- ⑥ 平成10年4月1日以降開始の事業年度に所属し、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)、取得価額が20万円未満で税務会計上3年間に渡って一括償却しているもの